

第 13 回全国大会

日時：平成 24 年 5 月 29 日（火） 13：00～17：00

会場：全国町村会館

全国市町村土壌浄化法連絡協議会 竹内昷俊会長あいさつ

第 13 回の土壌浄化法連絡協議会の全国大会を開催いたしましたところ、かくもたくさんの方々、まさに日本全国の自治体の代表者にお集まり頂きまして、主催者を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

然しながら、われわれは忘れることのできない、また決して忘れてはならない事柄があります。言うまでもなく今年の「3・11」です。地震、津波、そして原子力発電所の爆発と言う、

未だかつて経験したことのない大災害に見舞われたことです。この災害に際して、日本全国から、いや世界各国から暖かい愛の手が差し伸べられました。「がんばろう！日本」の合言葉のもとに寄せられた熱い心は、被災者にどれほどの勇気と希望を与えたことでしょうか。改めて厚くお礼申し上げます。

さて、あの震災以来、日本の現状はどうでしょうか。国家財政の赤字はますます深刻さを増しています。ひどいものです。ギリシャやイタリアだけではない。むしろ日本の方が深刻かもしれない。早く手を打たないと、マーケットによる日本の破滅は目の前に迫っています。それなのに日本の政治状況は限界にきていると言わざるを得ません。

この暗黒から抜け出す道はないのでしょうか。私はそのためには一日も早い復旧、復興……、原発事故からの原状回復を図ること、これ以外に再興の道はないと考えます。

我々は今、何をすべきか。当連絡協議会が、この時期に全国大会を催す意味はまさにそのことを考えることでもあります。もとよりわれわれは下水道について考えるための組織です。今だからこそ下水道が果たすべき役割が大きいと考えています。今回の大会には、原子力の専門家である大阪大学大学院の西嶋茂宏教授から原子力災害の考え方、そこからの再生への道についてお話を伺えることになりました。また国土交通省からは松原誠町村対策官のまさにこうした日本の現状における下水道の役割について、行政の立場からお話が伺えることになりました。本日のこの場から、日本の下水道が変わり、動き出すのではないかと信じております。

折から、この 4 月に地方主権の「一括法」が施行されました。従来、下水道の建設、管理などの行政手続は国土交通省が一括して所管する、許可する、となっておりましたものが「届け出制」となりまして、手続きがやさしくなりました。これが新しい日本を作っていくために貢献することになるのではないかと期待しているところです。

今回の大会は過去の 12 回に比べても、大きな歴史的役割を持っていると思います。皆さまにはどうか実り多い一日となることを期待しております。



土壌浄化法の新しいステージと近未来の創造を語る

——過去と現在と未来——

事務局長 稲垣茂



あれから 13 年が過ぎようとしている。待ちに待った全国市町村土壌浄化法連絡協議会が設立されたのが平成 12 年 4 月 24 日のことであった。東京・永田町の全国町村会館大ホールに於いて、多くの関係者を招請し、盛大に開催されたのがまるで昨日のような気がする。ピカピカの小学一年生の坊主が立派に成長し、高校を卒業する年月があつという間に流れ去り、いま更に新しい局面を迎えようとしている。

奇しくも地方分権法の施行と相俟ってのスタートなった本連絡協議会は、従来の画一的に整備されてきた国庫補助事業の制度が、その地域の創意と工夫によって、地方単独事業の展開が可能となるなど、まさに現在巻き起こっている地域主権ブームを先取りしての足跡が、土壌浄化法の歴史となっている。

今だからこそ自信を持って語ることができる「土壌浄化法」、苦節 10 年の言葉では表せないほど、その道のりは厳しく、苦しみに耐え、その技術を守り通した研鑽と努力は、血の滲む思いであった。今は亡き新見正と言う一人の農学士によって開発された「土壌浄化法」という汚水処理技術の定義は“土壌生態系の持つ独特の機能を汚水処理システムの中に意識的に適用した工法”とあり、つまり簡単にいうと土の中の生物（土壌生物）の働きによって汚水や臭気を分解する技術で、極めて経済的で、“安上がり”の汚水処理技術ということになる。

一般的には、汚水処理槽全体を土壌で被覆する「土壌被覆型工法」と、汚水や汚泥を土の中に導き入れて、土壌圏の持つ力を最大限に活用する「毛管浸潤トレンチ工法」の二つの汚水処理技術が主流となっている。特に新見正氏が独創的なアイデアで「特許権」を取得して以来、技術の進歩が図られてきた「土壌浄化法」は、“ニイミシステム”の総称で確固たるものとして位置づけられている。しかし、この優れた技術は、標準活性汚泥法などの他のいろいろな汚水処理装置の中に組み入れられるなど、様々なタイプの土壌被覆型の処理施設の実施例が、全国各地にあるのも事実である。（正確な土壌被覆工法の原理原則の知識と施工経験不足からの失敗例が目につく）。

そこで特記すべきことは、土壌で蓋をした汚水処理装置のフローシートの中で、極めて重要な処理機能を持つ部分についての調査・研究は、土壌浄化システム開発者としての毛管浄化システム株式会社にゆだねられていることである。会社では社員の総力を結集、木村弘子代表（下水道部門技術士）の陣頭指示に従い、建築基準法に基づく国土交通大臣の一般認定取得に向け、研究開発・実験に要する多額の経費を投入しながら、現在の理想的な小規模分散型汚水処理施設として、夢にまで見た現在のポジションを確保することができたのである。

国土交通省は、下水道法で運用されているために正式な補助事業名は「土壌被覆型礫間接触酸化法」と呼ばれ、遂に「小規模下水道計画・設計・維持管理・指針と解説(2004年版)」に、財団法人日本下水道協会より、水処理方法の選定の際に重要な課題等はクリアされていることの公表があり、地域性を考慮した汚水処理方式として堂々と認知されたのである。

国の動きも見逃せない。我が国において下水道事業が本格化したのが、昭和38年に第一次下水道整備五カ年計画が策定された以降である。その後、平成14年に第七次にわたる五カ年計画が終了し、現在はと言うと、平成15年度を初年度とする名称も第一次社会資本整備重点計画(平成15～19)と大きく改変し、国民が享受できる成果を達成目標に、関連事業の横断的、効率的な実施と国土交通省発足による統合のメリットの活用を、時代背景としての政策が展開された。現在は第二次社会資本整備重点計画(平成20～24)の最終年度を迎えているが、その中身は整備の方向性を明確にし、社会資本整備に関する「政策目標」とその実現によって、国民が享受する「成果」を示し、「限られた財源の中で効果的かつ効率的に、社会資本整備を進めるための取組」を明らかにするとある。

まさにこの新しい社会資本整備重点計画(平成15～24、第一次、第二次)は、政権交代という国民期待の大変革期に突入したこともあって、いろいろな分野で想定した改革、見直しの動きが加速するのである。新政権による「コンクリートから人へ」の基本方針が示され、公共事業関連予算が大幅に削減されるなど、中でも公共下水道については、一括交付金の枠組みの中で地方自治体が効果的、効率的に事業計画及び執行について、自主的に進めることが可能となった。国土交通省が直接音頭を取りながら進めた、下水道未普及地域解消の為にクイックプロジェクト事業の展開は、地域主権という具体的な動きとして注目され、現実味を帯びてきたことも事実である。(現在、社会実験と言うレベルにある)。

また、新政権の副産物として脚光を浴びた「事業仕分け」によって、否応なしに下水道の分野にまで切り込まれ、コストが安ければ多少の問題があっても将来にわたり禍根を残す「小型合併浄化槽が効率的」を安易に選択する結果となり、また、「財政再建」という美名のもとに実行に移される危険のあることは注意すべきである。

現在、下水道事業より合併浄化槽を優位とする国の動きに対して「中小市町村の下水道事業を考える首長懇談会」が頻繁に開催されていると聞く。その内容は下水道が果たすべき本来の役割を見逃しての、一方的な判断によることを正すための勇気ある行動である。国の動きに対し「待った」をかける行為こそ地域主権の「特権」とすべきと思うがいかかなものか。また、平成24年4月からは、「地域主権一括法」が施工され、求められる法律改正は、下水道法の改正へと連動し、今まで困難とされていた事業認可の手続きが「認可」から「届け出」へ、首長にとって地域再生に向けた施策の実行が容易になるなど、取り残されていた人口5万人未満の下水道普及率のアップに期待したい。伝統的ともいえる我が国の中央集権体質から、地域主権への国づくりがまた新しく動き始めたということでもある。

本連絡協議会は、国の動きをいち早くキャッチし、21世紀を地方の時代と捉え、その時代のトレンドに対応した地域の発展のため、下水道事業の着実なる前進を基本としている。ここで特にユニークな国の動きをクローズアップしてみると、まず思い起こされるのが小泉内閣の時代、首相自らが本部長を務めた「地域再生本部会議」の中で汚水処理関連の補助金を自治体が使いやすいように指示、いわゆる「汚水処理整備の一元化」に向け

「新交付金制度」が創設されたことである。この動きがまた早かった。平成 13 年 1 月に内閣府を誕生させ、“あなたもできる構造改革”をキャッチフレーズに、全国 10 か所で、「あじさいキャラバン」「もみじキャラバン」と称して、特区・地域再生・規制改革・民間開放の分野へ全国民に呼び掛けると言った画期的な、予想もしていなかったアクションはキャンペーン隊を編成するなど全国展開を図ったことである。すぐ次の新年度予算には、汚水処理、道路、港湾の 3 分野について、各省庁ごとに縦割りになっていた補助金の約 1 割をまず統合し、新たな交付金制度を創設すると同時に「地域再生法」の法律を施行するなど、手続きは簡単に使いやすくするという国の積極的な動きを、本連絡協議会は各自治体に対し情報を発信したのだが、残念ながら応募期限までに間に合わず、積極的な首長と担当職員の温度差があつてか、事務手続き上無理という判断から、国の制度に乗れなかったという経験は、今も忘れられない悔しい思い出として残っている。

以来、毎年開催される全国大会及び技術研修会（担当者会議）には“金のない時は知恵を出せ、知恵が出ない時は汗をかこう”と申し上げているが、一番大切なことは矢継ぎ早に出る国の財政支援策等を的確にキャッチし、便乗する時代が到来したことをしっかり認識することである。新しい時代の、新しい下水道を実現するために日夜努力を続けている「土壌浄化法」についても同じことが言える。

今、日本は国難と言う過去に経験したことのない大変な時代に遭遇している。3・11 という原発事故を含めた複合災害によって国中が大混乱をきたしたことを忘れてはならない。同じ轍を 2 度と踏むことがないように、我々は下水道の果たすべき新たな役割を真剣に検討しながら、世界的にも模範となる震災復興に反映させるために、国、県を始め関係機関にいち早く提言を試みながら、被災地現場にも出向き、理想的な応急措置（土壌浄化法による仮設トイレ設置）の提案、従来の整備手法ではなく、大規模施設から小規模分散型汚水処理施設への転換を考えた、本格復旧策を具体的な実施例をあげながら訴え続けている。それは震災前を上回る快適な生活環境を実現するためには、自然とマッチした理想郷を実現することでもある。

しかし、「土壌浄化法」と言う汚水処理システムが全国各地に普及している事実を知っている自治体が少なかったことには驚かされた。極めてシンプルで、処理水の確保が優れ、経済的な下水処理システムだと説明しても、従来型の整備手法から離れることができないでいる、という印象が強く残った。

海外に目を向けてみる。国土交通省が発足して各省庁間の統合のメリットを考えた各種の企画が実行に移されていることは先にも述べた。それは日本が持っている下水道分野の技術を国際的に PRするとともに、研究開発にも使える下水道ハブ（拠点）を 2012 年度を目標に全国で数か所選定し、公募する方針を固めたことなどは、その好例だろう。これは下水道技術をインドやベトナムなどアジア諸国に売り込むための拠点とするという狙いである。世界的に拡大する「水ビジネス」を日本の経済成長に生かす試みとして注目されている。

この動きをいち早くキャッチした毛管浄化システム株式会社木村弘子代表は、システム開発者として、海外への「土壌浄化法」の普及活動に強い関心を持ち続けている。環境省が平成 23 年度から所管実施している「アジア水環境モデル事業」に、今年度応募している。

日本で生まれたこの技術を地球規模で生かせるようにとチャレンジを続けているのである。さらに外務省所管の「平成 24 年度政府開発援助海外協力事業委託費」及び「途上国政府の普及事業」にも応募・申請している。実際の運営主体には土壌浄化法採用の先進自治体と土壌浄化法スキルマネジャーを育成した民間企業の参加を想定し、実現に向け準備、進行中である。

また、海外からの視察者へのPRも重要な活動の場である。自然にやさしく、二次公害が発生せず、しかも経済的でシンプルなシステムであることを正しく理解してもらわなくてはならない。このシステムのノウハウなどをマスターしてもらうため、技術研修生の受け入れなども今後の検討課題になっていく。

我が国の新成長戦略の実現に向けたこれらの事業は、現在海外に向けて展開中であることから、様々な問題を想定し、今から対策を講じる必要がある。土壌浄化法「産業財産権」の中で代表される「知識四権」の一つの特許権を取得し、国内では勝手にまねのできないように保護されてきた過去がある。海外進出と言う場面が現実味を帯びてきた時、物まねによる模倣品や海賊版の拡散防止について真剣に考える必要がある。そのため専門家を交えて検討する必要があるだろう。(6 ページ参考資料参照)

本システムの発明者・故新見正先生は荒廃していく地球の将来を憂い、全世界、とりわけ開発途上国への思いやりは強かった。土壌浄化法の海外進出の夢は、その技術を直伝された娘の木村弘子代表から三代目の木村恭彦氏へとバトンが引き継がれようとしている。木村恭彦氏は現在、メキシコに長期滞在して土壌浄化法施設の完成に尽力している。

JICAやODAなどが、地球環境問題のために大きく動き始めている。土壌浄化法にとっても新しいステージが始まったと言える。



(参考資料) 産業財産権

稲垣事務局長は「土壌浄化法の新しいステージと近未来の創造を語る」(2 ページ～ 5 ページ)の中で、今後、土壌浄化法の海外進出にあたって「産業財産権」を真剣に検討しなければならない、と指摘している。海外展開の折に重要となる「模倣品・海賊版拡散防止条約」について、いかなる条約なのか、参考資料として解説を掲げる。

偽造品の取引の防止に関する協定：あるいは模倣品・海賊版拡散防止条約

偽造品やジェネリック医薬品、インターネット上の著作権侵害を取り締まるための国際的な法的枠組みを取り決めるため、世界貿易機構や世界知的所有権機構、国際連合と言った既存のものほかに新しく国際機構を設立しようとするのが狙いである。2011 年 10 月アメリカ、オーストラリア、カナダ、韓国、シンガポール、日本、ニュージーランド、モロッコの 8 ヶ国によって署名された。2012 年 1 月には欧州連合及び欧州連合加盟国の内 22 カ国が署名し、署名の数は合計 31 になった。協定は 6 カ国による批准の後、効力が及ぶ。日本の批准はまだ行われていない。

平成 23 年 10 月 1 日、外務省飯倉公館において、「偽造品の取引の防止に関する協定(仮称)(ACTA)」の署名式を開催した。署名式には、日本の他、豪州、カナダ、EU、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス及び米国が参加し、国内手続きを終えたスイスを除く 8 カ国の代表が協定に署名を行った。日本は玄葉外務大臣が協定に署名した。玄葉大臣は冒頭挨拶の中で、東日本大震災の際の関係各国からの支援と激励に改めて謝意を表明すると共に、我が国の提唱に端を発する本協定は、知的財産権保護の国際規範に新たなページを開くものである旨述べた。



平成 24 年 1 月 26 日、外務省において「偽造品の取引の防止に関する協定仮称」(ACTA)に関する EU 及び同加盟国の署名式が開催された。

1. 署名式では、EU 代表と 22 の EU 加盟国の代表が、協定に署名を行った。中野外務大臣政務官、北神経済産業大臣政務官が出席した。
2. 中野政務官は冒頭挨拶において、EU の署名に対して歓迎の意を表すると共に、EU の署名により、ACTA の早期発効と参加国の拡大に向けたモメンタムはより一層高まっていくと確信する旨、また我が国としても今後締約国の輪を更に広げるべく、EU 及び加盟国と協力して取り組んでいきたいと考えている旨述べた。
3. EU 側からは、代表してハンス・デウトマル・シュバイスグート駐日 EU 代表部大使が挨拶を行い、日本が主導する ACTA は、加盟国がより効果的に知的財産権侵害と闘うための執行メカニズムを向上させることを目指すものである旨、これが EU 及び EU 加盟国が貿易パートナー国と共有する一つの目標である旨述べた。



《基調講演》

「下水道の放射能汚染の考え方—下水道の役割」

講演者 西嶋茂宏（大阪大学大学院工学研究科教授・工学博士）

本日は下水道に関するお集まりにお招きいただきましたので「下水道の放射能汚染の考え方」というテーマでお話しさせていただきます。私は環境省から援助を貰いまして除染の仕事をしております。研究室でもやっております。そこで考えたこと、感じたこと、下水道ではどう考えたらいいかということをお話いたします。



まず、今問題になっている放射能に汚染された土壌、すなわち汚染土壌の現状がどうなっているのかを見てみます。NHKなど報道機関が伝える情報ですが、現在（5月）福島県内では3万2000トンの汚染土壌がある。この数字も少し問題を含んでおりまして、8000ベクレル以下であれば処分をしていいことになっているのですが、安全への不安からその処理ができない。8000ベクレル以下の“汚染土壌”もどんどんたまっているという問題です。今年3月の段階ですが、いわゆる危険廃棄物は全国で5700トン、そのうち、福島が2700トン、東京が900トン、新潟が500トン、千葉が400トンなどとなっています。周辺の県では、この危険廃棄物の処理が難しくなっているという現状です。また下水の汚泥を引き取ってくれる業者がない、という問題も発生しています。

ところで「除染」といいますが、除染とはどういうことか、後ほど詳しく触れますが、放射線と言うのは我々の体からも放射線は出ているし、また自然界からの放射線も浴びています。ですから取り除くと言っても、これは零にはならないわけです。どのくらいまで除染すればいいかと、という考え方になるわけです。これをクリアランスレベルといいまして、現在では100ベクレル/kgとなっています。またセメント協会などはその倍、200ベクレル/kgまでなら引き受ける、と言っています。ですから現在の一般の基準は200ベクレル/kgです。さらに8000ベクレル/kg以下であれば埋めてもいい、10万ベクレル/kg以上は遮蔽しなければならない、という規準です。

ところで、原発事故以来、このベクレルという単位やシーベルトと言う単位を良く聞くようになりました。これはどういう意味かということをお話しておきます。

ベクレルとは1秒間に1個の放射線が飛び出すと1ベクレルという言い方をします。サッカーボールに例えると、ボールは選手によって1回蹴られる、これが1ベクレルです。

一人の選手は同時に 2 個のボールは蹴れませんから 1 ベクレルです。これにはボールの強さは関係ありません。あくまでも 1 秒間に 1 個の放射線を放出するという意味です。それに対して、プロのサッカー選手が蹴ったボールと子供が蹴ったボールでは当然勢い、エネルギーが違う。どのくらいのエネルギーを与えるか、という単位を示したのがグレイ、あるいはシーベルトという呼び方をしているわけです。

では、人間は 1 年間にどれくらいの放射線なら浴びてもいいか、という規準があります。現在は 1 ミリシーベルトまでと法律で定められています。しかし、人間は自然界や日常生活、例えば X 線検査や、マントル、蛍光灯などの照明器具からも放射線が出ていて、自然に放射線を浴びている。それがだいたい 1.5 から 2.5 ミリシーベルトぐらいです。それを加えて年間 4 ミリシーベルトぐらいは浴びているということになります。

放射線の影響—というのは、子供ほど大きい。それは子供は細胞分裂が盛んだからです。放射線は細胞を壊しますから、それはジャガイモなどの目が出ないように、その成長する細胞に放射線を浴びせて壊すのと同じことです。10 歳以下の子供だと大人の倍、放射線の感受性が強いとされています。

さて、その放射線をどのようにして除くか、除染の問題に移りたいと思います。

除染とは汚染を除くということですから、前の状態に戻す、つまり何もなかったようにすることだと言えます。その観点からすると、今やっているのは除染ではありません。移動させているだけです。せめて汚染されたものはある場所に集めてきっちり管理することが大事です。ところが汚染土壌が大量に発生しています。その保管場所にも困っている、というのが現状ですね。

昨年度、内閣府や環境省が中心になって「除染技術実証試験事業」というのを行いました。全部で 25 のテーマに分かれて行われたのですが、下水汚泥に関しての実証研究は、一つしかないのです。私はこれは大きな問題だと思っています。この放射能汚染では下水汚泥の問題が極めて重要だと思っているからです。

日本の下水道は、ともかく広範囲、大規模に下水をできるだけ 1 か所に集めて処理をする、というやり方をしてきた。大量に集めてくると、汚染濃度の濃いもの、薄いものが混じってしまう。除染の必要のないような薄いものも濃いものと混じってしまうので、除染の必要なものが大量に発生してしまう、という欠陥があることということが露呈したと思っています。ですから少し結論を急ぐようですが、下水道は小規模分散型の方がいい、ということになります。

今年の 1 月 1 日に国から除染の方針が出て、8000 ベクレルを超えるものは国が処理をする。また 10 万ベクレルを超えるものは向う 3 年以内に国が責任を持って処理をするとい

うものです。これはこれで前進なのですが、除染と言うのは時間との勝負でもあるのです。セシウムは生物が吸収します。生物の体内にたまってしまうのです。ですから汚染している土が海に流れ込む、すると海の生物の細胞の中に取り込まれてしまうということになります。また、焼却をした灰の中にも紛れ込む、ということもあります。灰の中に入ってしまうと洗い出すことができません。こうなる前に何かやらなくてはなりません。

私はそこで重要な役割を担うのが下水処理だと思うのです。それもできるだけ小規模のものがいい、一つの町にせいぜい1か所の処理場で、そこで処理をしていく。今、放射能を除くフィルターの開発が進んでいまして、ほぼ完成の段階にきています。このフィルターをそれぞれの町の処理場に設置すればいい。そこで提案ですが、このフィルターの研究開発に支援をしていただきたい。これができれば、それこそマンションや学校のような所にも設置すればいいし、世界中の原子力発電所にも設置したらいい。日本の原発事故によって日本が作った技術ですから、輸出もできる。世界唯一の技術立国ということになると思うのです。



《基調講演》

「下水道事業は、社会資本整備事業として重要」

講演者 松原誠（国土交通省下水道事業課町村下水道対策官）

私がこの土壌浄化法連絡協議会の全国大会にお邪魔するのは、平成15年、16年に続いて3回目です。8年ぶりにお邪魔いたしましたが、この間下水道を巡る社会状況は大きく変貌し、これに伴って下水道事業自体も変化してきています。本日はそのあたりのお話できればと思っております。



本日のテーマが「一括法施行による下水道事業の推進」となっておりますが、まず下水道の整備状況からお話しします。

名古屋市と庄内川を挟んで隣接している清須市という市があります。この清須市は、こんな大都会の中にあって、なんと下水道の普及率がゼロなのです。お隣りの名古屋市が99%なのに、その差はあまりにも大きいと言わざるを得ません。山間部の下水道普及率が上がっていない事も大きな問題ですが、都市部においてもこのような例があることは見逃せない事実です。

人口5万人未満の中小市町村では相変わらず下水道の普及が遅れている状況です。年間にせいぜい1%ぐらいしか増えていかない。これでは5年で5%しか増えないということになります。現在の国や地方の財政状態から考えても、予算が飛躍的に伸びるということは考えられない。早くしないといけないと思っております。

市町村別の下水道事業の着手状況をみると、全国で260を超える市町村が下水道事業に着手していません。これらの中には全域を浄化槽等で整備することを選択している市町村も含まれますので、都道府県構想において下水道整備を選択しながら未着手の市町村に絞りこむと約80市町村となります。都道府県別に見ると、千葉県で15、高知県で12など、まだまだかなり残っている。これらを何とかしなくてはいけないと思っております。既に下水道事業に着手しているところでは、安定的に下水道経営を行っていくことが大きな課題です。全国平均では経費回収率は83%、接続率は93%といった状況です。使用料で経費回収できない分は一般会計から繰り入れて対応することとなるため、下水道事業が市町村財政の足を引っ張ることのないよう、適正な使用料の設定や接続促進などにしっかりと取り組んでいただけるよう、各市町村をお願いをしているところです。

次に大震災、原発事故による被害と復旧の状況について触れます。

原発 20 キロ圏内を除けば災害査定はすべて終了し、着実に復旧が進められています。処理場の復旧にあたっては暫定処理を活用し、段階的に処理レベルを高めていくやり方で進めています。一方で 20 キロ圏内では一部を除いて手がつけられない状況です。

復興にあたって新たにまちづくりが行われる場合には、まちづくりの計画が定まらなると下水道計画が立てられないことから、管渠整備はどうしても後追いになってしまいます。また、放射性物質濃度の高い汚泥について、処分先が決まらない等の理由から処理場で大量に保管される状況が続いています。

さて、私は下水道普及の問題は、これから 5 年、10 年が勝負だと思っております。ここでできなければ永久にできない、ということだと思えます。ともかくきちんとやらなければならない。そうした状況の中で、少し具体的な話をいたします。

1 つ目は「都道府県構想の見直し」です。これは浄化槽も含めて、どうしたら污水处理の問題に方向性が見えてくるかという検討です。国土交通省では人口減少、浄化槽の整備状況等を勘案して、下水道区域の縮小も含めて都道府県構想の見直し要請をしています。これによって当初下水道整備を予定していた地域についても浄化槽区域へと見直しが進みました。見直した区域の中でしっかりと下水道整備を進めることが重要です。

「今後の污水处理のあり方に関する検討会」は、污水处理に関連する国交、環境、農水の 3 省の政務官による検討会です。このたび中間とりまとめを行い、①効率的な早期整備推進における国の支援、②都道府県構想の徹底した見直しの加速を基本に、污水处理のグレードアップによる水環境保全への一層の貢献、循環型社会・低炭素社会の構築への貢献、健全な経営の確保に向けた対応を図り、より一層の公衆衛生・生活環境の向上と水環境の改善を図っていく、としています。今後は、このとりまとめ内容に沿って政策を具体化していくこととなります。

次に国の財政支援制度である「社会資本整備総合交付金」について説明します。従来の事業毎の補助金制度は原則撤廃されましたが、この新たな交付金制度においては、従来の補助対象範囲に相当する基幹事業に加え、今まで補助の対象とならない小規模な施設やソフト事業についても、基幹事業の効果を高めるものであれば補助対象とするという制度（効果促進事業）が設けられています。また多くの中小市町村は平成の大合併を経験していますが、市町村合併によって不利益が生じないように、補助対象範囲は合併から向こう 10 年間は合併前の市町村区分で適用するという合併特例が設けられています。

そのほか、技術職員が十分に確保できていない中小市町村における下水道整備を推進するには、技術者集団である日本下水道事業団を活用する方法も有効です。また、過疎市町村であれば都道府県による代行制度も用意されています。

最後に今回のテーマになっております一括法による下水道法の改正について申し上げます。これは2つの内容からなっており、一次一括法で自治体の事務に対する国の関与について、二次一括法で自治体の公物に対する国の設置管理基準について、それぞれ見直しが行われました。



具体的には従来、公共下水道は都道府県知事の「認可」が必要でしたが、今年度からは都道府県知事への「協議」ということになりました。また、国が定めていた公共下水道の構造基準等についても自治体が自ら条例で定めることとなりました。これらの改正は、昭和33年の法施行から50年以上が経過し、各自治体が国の関与なしで

も下水道事業を適切に実施しうるだけの力が備わってきたことの証左でもあり、まさに下水道は成熟化の時代を迎えたといえましょう。

誤解のないようお願いしたいのは、法改正はされましたが下水道事業の実施にあたっての基本的な考え方は従来と何も変わっていないということです。国が認めるか、自ら判断して実施するかの違いであって、地方が好き勝手にやっていいという意味ではありません。自ら行うということはそれだけ責任が生じるということでもあります。

本日のまとめとしましては、下水道普及は非常に大事な局面を迎えており、町村下水道は早く着手していただきたい。新たな制度をうまく利用して早く、安く進めてもらいたい。健全な下水道経営が大きなテーマであり、身の丈にあった小規模な下水道なども大いに検討してもらいたい。地域主権とは責任を伴うものですから、地域の自主性ととも、大いに研究していただきたいと思います。

《一括法の施行で地域主権を生かすためのパネルディスカッション》

第2部は、土壌浄化法を採用している自治体の3人の町長と1人の下水道担当者、さらに開発者の木村弘子氏がパネラーになってのパネルディスカッションが行われた。コーディネーターは稲垣茂事務局長である。稲垣氏の司会でディスカッションは約2時間にわたって行われた。その途中でハプニングと言うか、意外な人物が急遽パネラーに加わった。千葉県浦安市の松崎秀樹市長である。浦安市はご承知のように、昨年の中日本大震災で市内全域にわたって激しい液状化現象に見舞われ、あらゆる都市機能が麻痺した。とりわけ下水道施設のダメージは大きく、同市長はその復旧に頭を悩ませているところである。

松崎市長を加えて5人の自治体代表の発言の要旨を、その発言の順に収録する。

① 竹内昷俊・会津坂下町町長（本連絡協議会会長）

一括法による下水道法改正が行われ、下水道を巡る状況は変化が生まれつつあるようで、歓迎すべきことであるとは思いますが。しかし、この場では一つ問題提起をしたい。昨年の11月25日に日本下水道協会の主催で「下水道事業を考える首長懇談会」という催しが行われました。ここで問題になったのはいわゆる大型市町村合併の「弊害」というか、ここから生じた深刻な事態のことです。流域下水道というのは、いくつかの市町村が合同して公共下水道を設置するというもので、その運営、維持は都道府県が行うということになっていたのに、今度の市町村合併で、かつて数か市町村にまたがっていたものが、一つの市だけになってしまいました。そうすると「流域」ではなく、その市の運営する公共下水道ということになるということです。これではできたばかりの市を圧迫することになります。この首長懇談会に出席していた、福島でいえば二本松市、田村市などはカンカンになって怒っておられました。この懇談会には民主党、自由民主党、公明党からも国会議員が出席していましたが、自民、公明はもともと自分たちの政権時代の計画だったものだから、「それはおかしい」という立場でありましたが、民主党はどうもはっきりしない。これは何としても国でしっかりと方針を出していかなくてはならないと思います。



もう一つ、小型合併浄化槽の問題です。小型合併浄化槽を設置しているところでは、公共下水道ができた場合には合併浄化槽から公共下水道につながなくてはならない、となっているのに、どうやら民主党あたりでは「つながなくてもよいようにしよう」という動きがあります。議員立法でそうした法律を作ろうとしているらしい。そこには何か政治的な背景があるようにも思いますが、これでは下水道の普及に逆行する動きと言わざるを得ません。

私の町（会津坂下町）では「ばんげ方式」と呼ばれているような、分散型の小規模下水道で公共下水道を整備してきております。こうした経験からも、知恵を出せば公共下水道ができるということを、全国の市町村でもおおいに勉強していただきたい。

＜稲垣コーディネーターからの要請で今年 2 月 21 日付で、日本下水道協会の「下水道法改正案（合併浄化槽の本管への接続不要問題）」に対するアンケートに竹内町長が回答した回答書の全文を会津坂下町の担当者が読みあげた（その全文は全国大会プログラムに収載済み）。＞

② 河津修司・熊本県南小国町町長

南小国町は熊本県の北部、九州で一番の大河である筑後川の源流にあたる地域です。大分、福岡を貫き、佐賀県を通過して有明海に注ぐ川ですが、この川を水源で汚してはならない、というのが我が町の重要な共通認識です。広さは 115 平方キロ、人口は約 4500 人で、何処とも合併せず、明治からずっと南小国でやってまいりました。農業、林業、そして畜産の町です。最近では黒川温泉をはじめとして、温泉が評判を呼びまして、観光の町として注目を浴びるようになりました。また、特産のそばも評判になって、「食の町」としても話題になっております。今では年間 140 万人もの観光客を迎えるようになりました。こうした観光、食べ物で人気の町となれば、ますます環境を守らなくてはなりません。「日本の美しい村連合」と言うのにも加盟しておりますので、環境整備は町の重点方針です。



環境整備ということになれば、下水道は欠かせません。平成 14 年に認可を受けまして、公共下水道、農村集落排水、そして合併浄化槽は町が設置して、町が維持管理をするという方式で、町を 3 つの地域に分けております。役場のある中央部分は、65 ヘクタールに 2030 人ほどが住んでおりますがここは平成 25 年の完成予定で公共下水道の工事を進めております。だいたい 8 割方完成したところです。第 1 期工事は平成 16 年に始まりまして、平成 19 年 4 月から供用開始となっております。そして今、2 期目の工事に入っているという訳です。この処理方式は土壌浄化法を採用しておりますが、当初は町が事業者になってやりたかったのですが、担当者が自信がないと言うので、やむなく下水道事業団に任せるとい形を取らざるを得ませんでした。下水道事業団の方も土壌浄化法はやったことがないというので、色々円滑に行かない所がありましたが、結果としてはこの方式を採用してよかったと思っております。処理場のすぐそばにアパートがあるのですが、悪臭がするなどの苦情はありません。

問題は合併浄化槽です。町が維持管理をするという形でやってきたのですが、4 年前は 20 基以上まとめなくてはならなかったのですが、とても 20 基はまとまらなくて 10 基ということになったが、最近ではその 10 基もまとまらない。1 基からでも出来るようにしてもらいたいところです。この地域は下水道地域から外れるところなので、浄化槽しかないのです。こうした所は人口もどんどん減ってきておまして、無人になった家もある。ところが合併浄化槽はそのまま放置されていて、維持費が発生しています。このように誰も住んでいない、使っていないところでも月に 4500 円もの維持費がかかる、これを何とかしてくれという声も上がっています。悩ましいところです。

③ 平安正盛・鹿児島県知名町町長

沖永良部から参りました。沖永良部と言うのは鹿児島から南へ530キロ、プロペラ機で約1時間かかる所にある島です。島には二つの町がありますが、私の所は「知名町」と言って島の西半分を占める53平方キロほどの広さの町です。その町に今年の2月、土壤浄化法による処理施設が完成しまして、通水式を行ったところです。町の中心は都市計画区域でして、公共下水道ですが町全体としては集落が点在しておりますので集合施設は合わない判断しました。私は鹿児島県の土地改良連合会の副会長もしておりますので、いろいろと我が町にあった下水道に何がいか検討いたしまして、また地域の町会長さんからも土壤浄化法が良いという推薦を受けたりしまして、町なりに研究いたしました。私自身も沖縄県の読谷村、鹿児島の知覧町など、すでに土壤浄化法を採用している町の現地を視察いたしまして、これこそが我が町にふさわしいと判断いたしました。



町にはその他、農村集落排水を採用しているところもありますし、合併浄化槽を使っている地区もあります。知名町はさしづめ、下水道のデパートみたいなものでして、知名町に来れば、下水道の全てが見られるというわけです。それはともかく、今回、供用開始になった土壤浄化法による汚水処理施設は、住民の評判も良く、臭いもない、エアタンクもないと汚水処理の悪いイメージはない、と評価されています。我が町の特産は花でありまして、特に鉄砲ユリは日本に出回る9割は我が町の生産です。花だけで年間50億円の売り上げがあります位、畜産、馬鈴薯などを加えると100億の産業です。それだけに環境整備は欠かせないものなのです。

④ 岩淵憲二・福島県金山町建設課長

本来この席には長谷川律夫町長が座るべきなのですが、町長は昨日から急に体調を崩しまして、急遽、私が代理で参った次第です。稲垣事務局長からも紹介がありましたが、去年の7月豪雨によりまして、町を流れる只見川が氾濫し、川にかかる橋が流され、また日本一紅葉のきれいな路線として評判の高い只見線も鉄橋が流されて新潟県の小出と我が町の会津川口までの間は今も不通で、復旧のめども立たない有様です。



我が町では平成14年に認可を受けまして、50ヘクタールの区域を対象に下水道施設を建設予定でした。ところがその後の厳しい財政事情などから、この当初計画は中断のやむなきに至りました。そして我が町には下水道はもう無理だと諦めかけておりましたところ、規模を小さくして分散型でやったらどうかというお話がありまして、何と1日80m³と言う小さな処理場を作ることになりました。しかも財政厳しい町に代わって福島県が「代行業」としてやって下さるというのです。また処理場の用地もJRが会津川口駅の構内の土地を提供してくれることになり、すでに工事が始まっているところです。処理方式はもちろん土壤浄化法であります。我が町がいわば社会実験場になっているところです。

会津川口は我が町の玄関であり、先ほど申した通り、今のところ只見線の終点になっています。周辺には民家も密集し、さらに旅館や民宿もたくさんあります。そんな町中に処理場を作るのですから、臭いなどの公害あってはなりません。その点からも土壌浄化法が最も最適な処理施設と言うわけです。

⑤ 松崎秀樹・浦安市市長

東日本大震災、3・11では、浦安市は住宅地の液状化としては日本最大規模のものが発生しました。浦安市の人口は16万3000人、7万2000世帯ですが、下水道整備は99.8%がすでに終わっておりまして、まもなく100%になる。下水処理の問題は、もはや課題ではなくて終わったものと認識しておりました。ところが



今度の震災でそれは全くの誤りであることを思い知らされたのです。発生から36日間、4月15日まで下水処理はストップしてしまっただけです。幸い死者は一人も出なかったのですが、家が壊れ、上下水道が壊れました。特に下水道の被害は甚大で、市民は本当に困り果てました。トイレが使えないということで、お手上げ状態になりました。

震災発生後、私も被災地を訪問しましたが、南三陸や陸前高田などでは、下水が処理できなくなったので、穴を掘って、そこをいわゆる肥えだめにしておりました。それしかないのですが、都市部ではそれも出来ません。仕方がないので30万個をこえる便袋を使用しました。近くの市では川をせき止めまして、そこに下水を貯めるという緊急措置をしていましたが、それも付近の住民の方からの「臭い」と言う不満の声で、どうしようもなくなっていました。本当に都市災害の最大の課題は下水道だと、身をもって実感した次第です。

会津坂下町の竹内町長さんとは、今までに何度もお会いして、土壌浄化法連絡協議会のこと伺っておりました。でも、先ほども申しましたように我が浦安市では流域下水道によって下水道の整備は終わっておりますから、竹内町長のお話は、まさに右から左に聞き流しておりました。ところが今回、下水道でひどい目に遭いまして、ようやく竹内町長のお顔を思い出して、会津坂下町にお邪魔することにいたしました。会津坂下町で、土壌浄化法による小規模下水道の施設をつぶさに見せていただきまして、これからの災害に強い街づくりにはこの方法だ、と実感いたしました。

今回の震災では、浦安市は市全体に液状化の被害を被りまして、市内に張り巡らされている管がダメになったのです。ところが海のそばにあります隣の市に設置されている終末処理場は幸い無事でした。この処理場をやられていたら、いったいどんなことになったのか、考えるだけでぞっといたします。最近、国際的にテロが問題になっておりますが、都市機能を麻痺させようとテロリストが考えたら、終末処理場を破壊するのが一番だ、とも思うほどです。つまりそれほど弱い所だということです。

その点、会津坂下町のような小規模分散型の下水処理なら、全体が麻痺するということはないわけです。これからの都市災害の対策を考える上では、まったく重要な例だと思います。私もこれから皆さまから真剣に教えていただきたいと思っています。